

# 学童保育の充実と発展を求める要望書

## 要望項目

横浜の学童保育は、1963（昭和38）年に開始されて以来55年が経ち、1997（平成9）年には学童保育が児童福祉法に位置づけられ、2013（平成25）年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいて、ここ横浜市でも子ども子育て支援事業計画の柱としての放課後児童育成事業として、新たなスタートを切りました。現在では市内に228か所の学童保育が運営され、10,436名（4月1日現在）の留守家庭児童が通っています。

一方、低学年児童について、全校児童に対する学童保育（放課後キッズクラブの留守家庭登録を含む）の登録児童数の割合が、全国平均に対して横浜市は半分に満たないことがわかりました。横浜の学童保育の保護者負担金が高額なことが大きな要因です。

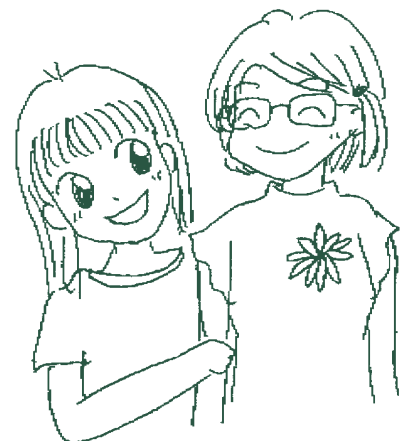
経済的な理由から学童保育を利用できないことはあってはならないことです。

ひとり親家庭等への保育料の減免制度を独自に実施しているクラブが多くあり、補助金を超えた家賃に月10万円近く保護者が負担しているクラブもあります。これらのことが、横浜市の保育料を引き上げています。

また、条例基準の経過措置期間は残り1年半となりましたが、まだ面積基準（児童一人当たり1.65㎡）や耐震基準が適合できていないクラブは90か所近くあります。

移転が進まない理由としては、家賃補助金に見合う物件がなかったり、耐震基準を証明する検査済証がないことや放課後キッズクラブが開設した後の児童数の増減が見通せないこと等様々です。

市として、効果的な施策が実施できるまでの間、経過措置期間を延長することで、すべての児童が学童保育を安心して利用し続けることができます。2019（平成31）年度予算編成にあたり、以上の要望に沿った予算措置を講じてください。



**要望団体** 横浜学童保育連絡協議会・横浜市従学童保育指導員支部

**連絡先** 〒231-0027 横浜市中区扇町3-8-7 三平ビル201

TEL 045-662-7244 FAX 045-663-4118 E-mail:hama\_gkd@d3.dion.ne.jp

取扱い  
団体

2018年 月 日

**要望項目①** ～経済的な理由で学童保育を利用できないことのないように～

**ひとり親世帯、多子世帯への保育料の減免補助を市の単独事業としてください。**

多くのクラブが減免を独自に行っており、横浜市も国に対して減免制度の創設の予算要望を毎年出していますが、国が制度を創設するまでは、市の単独事業として実施してください。

**要望項目②** ～子どもたちに安全で適切な広さの施設を確保するために～

**既存クラブを含め、家賃補助を上限30万円に増額してください。**

子どもたちの安全・安心を保障するために、面積基準(1.65㎡/人)と耐震基準を満たす施設を確保するには、高額な家賃を払わなければなりません。「子ども・子育て支援事業計画」達成のための緊急の課題であるクラブの分割・移転を進めるため、また家賃補助金を超えた分の保護者負担を抑えるためにも施設家賃の上限を引き上げてください。

**要望項目③** ～希望するすべての児童が学童保育を利用し続けられるように～

**施設基準の経過措置期間と移行支援補助を延長してください。**

基準条例の経過措置期間が2020年3月末までと残り1年半を切るなかで、基準適合のための分割や移転は市の計画と比べて大きく遅れています。市として、効果的な施策が実施できるまでの間、経過措置期間と移行支援補助を延長し、すべてのクラブが基準適合できるようにしてください。

氏 名	住 所

・ご記入いただいた個人情報につきましては、陳情署名にのみ使用し、目的以外に使用いたしません。  
・この署名は、陳情署名です。全国すべての地域の方々も有効です。  
※署名の住所は、「〃」や「同上」はなるべく使わずに、番地までは必ずお書き下さい。